仕　様　書

１　概要

（１）件名

下水道施設等で使用する電気の調達

（２）場所

別表のとおり

（３）業種及び用途

官公署(下水道施設)

２　仕様

（１）電気方式、受電電圧、標準周波数、受電方式、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　標準電圧　　６，０００ボルト

ウ　標準周波数　　６０ヘルツ

エ　受電方式　　１回線受電

オ　非常用自家発電設備　別表のとおり

カ　蓄熱槽　　なし

（２）契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力　　入札金額明細書のとおり

（別表は令和２年度の実績値）

※なお、契約電力が５００ｋW未満の履行時における各月の契約電力は、当該需要場所における、その１月の最大需要電力と前１１ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量　　入札金額明細書のとおり

（別表は令和２年度の実績値）

（３）需給開始日、使用期間

ア　需給開始日　令和３年１２月１日　午前０時

イ　使用期間　　令和３年１２月１日から令和４年１１月３０日まで

（４）需給地点　　別表の通り

（５）電気工作物の財産分界点　別表の通り

（６）保安上の責任分界点　　別表の通り

（７）電力量の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は電力会社が設置した計量器に記録された値によるものとする。

（８）基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進割賦課金入札金額の算定にあたっては、考慮しない。なお、履行時における各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進割賦課金については、四日市市管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（９）電力使用量及び電力料金等の明細については別紙の「請求書様式１」のとおりエクセルデータにて作成、提出すること。

（１０）暴力団等不当介入に関する事項

ア　契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条に規定する警察等関係機関からの通報又は同要綱第 4 条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当と認められるときは、契約を解除することがある。

イ　暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア)　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ)　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(ウ)　上記(ア)(イ)の報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措置をとるものとする。

（１１）この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。

以　上